

第 5 章

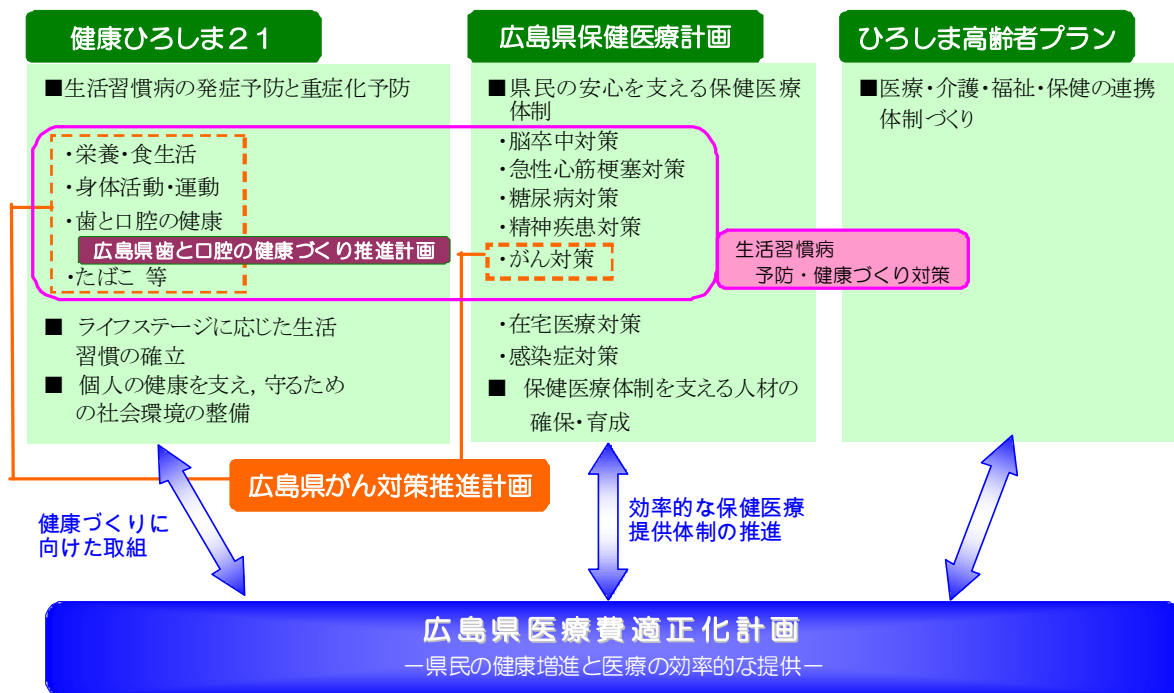
計画の推進

1	関連計画との連携.....	88
2	P D C Aサイクルに基づく計画の推進.....	88
3	計画の進行管理.....	89
4	評価結果の活用.....	89
5	計画の周知.....	89
6	計画の推進体制.....	90

1 関連計画との連携

- 本計画は、「健康ひろしま21」、「広島県保健医療計画」、「広島県がん対策推進計画」、「ひろしま高齢者プラン」などと連携して、施策を推進します。

図表 5-1 関連計画との連携



2 PDCAサイクルに基づく計画の推進

- この計画では計画の実効性を高めるため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の4つの段階を一連の流れとして、定期的に計画の達成状況を評価し、その結果を次のPDCAサイクルにつなげることで、継続的に計画の改善を図り、必要な対策を実施します。

図表 5-2 医療費適正化計画のサイクル

	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	
第1期	<p>作成・公表</p> <p>進捗状況評価</p> <p>中間評価</p> <p>必要に応じて見直し</p>					実績評価						
第2期	<p>PDCAに基づく評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係者の意見の把握 施策の課題抽出 解決に向けた目標の設定 及び施策の明示 進捗状況の評価 施策への反映 <p>個別施策ごと</p> <p>施策全体の観点</p>					第二期計画の作成	作成・公表	PDCA	PDCA	中間評価	PDCA	実績評価

3 計画の進行管理

(1) 進捗状況の評価

- 計画の中間年度である平成 27（2015）年度に中間評価として計画の進捗状況に関する評価を行い、その結果を公表します。
- 評価に際しては、計画に定めた施策の取組状況並びに目標値の進展状況及び施策の取組状況との因果関係について分析を行います。
- 目標の達成状況及び施策の実施状況については、中間評価に限らず、毎年、進捗状況の管理を行います。

(2) 実績の評価

- 計画の期間終了年度の翌年度である平成 30（2018）年度に目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その結果を公表します。
- 評価に際しては、計画に定めた施策の取組状況並びに目標値の達成状況及び施策の取組状況との因果関係について分析を行います。

4 評価結果の活用

(1) 計画期間中の見直し

- 中間評価を踏まえ、必要に応じ、目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを行います。

(2) 次期計画の反映

- 中間評価の翌々年度（平成 29（2017）年度）は、第3期医療費適正化計画の作成作業を行うため、当該計画の内容の検討に際しては、中間評価結果を適宜活用します。

5 計画の周知

(1) 保険者・医療機関に対する周知

- 医療費の適正化を実現するためには、医療保険者、医療機関などの関係者が、自らの役割を十分に認識し、互いに連携・協力しなければなりません。
そのため、これら関係者に本計画を配布し、広く理解と行動を求めていきます。
- 特に医療保険者は、本計画の推進により医療保険者自身の財政収支、保険料水準に反映することができる立場にあり、また、医療保険者の生活習慣病予防に向けた取組は、本計画の着実な実施とも連動し、医療費適正化につながっていくことから、県は、医療保険者が本計画に基づいて医療費適正化に向けた施策を展開できるよう計画の周知に努めます。

(2) 県民に対する周知

- 医療費の適正化には、県民自らが健康増進を図る取組や、適切な受療行動など、県民一人ひとりの理解と協力が何よりも重要であることから、県は、県民の健診（検診）の受診や生活習慣、受療行動についての行動変容を促すため、各種施策の実施の際や、計画のホームページ等への掲載など、様々な機会を活用して広く県民に周知します。

6 計画の推進体制

(1) 保険者，医療機関その他の関係者の連携及び協力

- 本計画を着実に推進し、医療費の適正化を実現していくためには、県、医療保険者、医療機関、企業、事業者及び県民などの関係者が、自らの役割を認識し、それぞれの役割を十分に果たすとともに、これらの関係者の連携及び協力が不可欠です。
- 関係者の連携を図るための情報交換等の場として、保険者協議会、地域保健対策協議会、市町等の会議など、様々な機会を活用して連携・協力を図っていきます。

(2) 保険者機能の強化

- 被保険者に対する特定健康診査の勧奨など、本来、医療保険者が果たすべき役割は非常に多く、これを有効に推進できる医療保険者の機能強化は急務です。県においては、今後、各医療保険者と協議しながら、医療保険者の実態に即した機能強化のための支援策等を立案し、その実施を図ります。
- 医療保険者の役割、機能の強化にあたっては、その前提として保険財政の効果的・効率的な運営が必要となります。

特に市町国民健康保険については、年齢水準や医療費水準が高く、また、所得水準が低いなどの構造的な問題を抱えており、県としても、財政運営の広域化に向けた課題の検討を進めるとともに、国民健康保険の県単位化についても、市町と協力しながら、実現に向けた環境整備を推進します。
- また、保険者機能の強化の観点から、医療情報等の共有化に向けた検討を行います。

(3) 計画の推進体制

- 計画の推進は、関係者の協力を得て、地域の実情に応じたものとするため、外部の専門家及び関係者（学識経験者、保健医療関係者、医療保険者等）の意見を反映することが必要であり、「広島県医療費適正化計画検討委員会（仮称）」において協議していきます。